明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局七四）　一
○道路に関する件（近畿地方整備局三〇）　二
○都市計画に関する件（同三一）　二
○道路に関する件（四国地方整備局二三、二四）　二
○道路に関する件（九州地方整備局四一）　二
○一級河川石狩川水系豊平川における河川予定地の変更に関する件（北海道開発局二三）　三
○都市計画に関する件（同二四～二七）　三
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一六～一八）　三

〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省、経済産業省）　三
国家試験
平成二十六年度衆議院事務局職員採用試験公告（衆議院事務局）　四
平成二十六年度国立国会図書館職員採用試験公告（国立国会図書館）　四
平成二十五年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　四
平成二十六年度技術士第一次試験の実施（同）　七
平成二十六年度技術士第二次試験の実施（同）　一〇
看護師国家試験の施行（厚生労働省）　一三
平成二十六年度防衛省専門職員採用試験公告（防衛省）　一四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

告示

○関東地方整備局告示第七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人長野県建築住宅センター

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	小林　健吾
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十六年三月一日

○近畿地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十四号　城陽市寺田今橋三五番一から同市寺田金尾六〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三日

○近畿地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第七百九十二号橋本都市計画、高野口都市計画、九度山都市計画及びかつらぎ都市計画下水道事業紀の川流域下水道（伊都処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十五年四月三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十六号